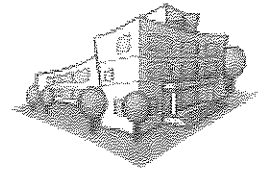


医療機関と民事再生

片山・田中法律事務所 ■ 弁護士 片山卓朗



Vol. 3

民事再生手続の概要（その1）

経営が破綻した企業を再生するための法律には、民事再生法と会社更生法があります。会社更生法では、申立ができるのは株式会社に限定されておりますが、民事再生法にはそのような限定がされておられません。従って、医療法人でも民事再生の申立ができますし、逆に医療法人ができる法的な再生手続は民事再生しかありません。民事再生では、債権者に対し、債務者が自ら策定した再生計画案を提示して債権者の同意を求めます。再生計画案について、全債権者の過半数の債権者が同意し、かつ、同意した債権者の有する債権額が全債権額の2分の1以上であれば再生計画案が成立します。申し立てたにもかかわらず反対が多く、再生計画案が成立しなかった場合には、破産に移行することになります。

以下、民事再生の手続の流れについて説明します。

①民事再生申立に向けての事前準備

資金繰りが破綻する前に、企業再生の経験のある弁護士に依頼し、民事再生申立に向けた事前準備を行います。まず資金繰り表を作成し、どの時点で資金繰りが破綻するかを確認するとともに、どの時点で民事再生を申し立てるかを検討します。民事再生を申し立てた場合には、一般的にその後借金することができなくなります。従って、申立後は手持ち資金ですべての運転資金を手当てすることになります。そのため申立は、手持ち資金が多く溜まった頃を見計らって行うのが一般的です。次に、債権者一覧表を作成します。債権者の名称、住所、電話番号、債権の種類及び金額を表にして負債の全体

を把握するとともに、民事再生手続を通知する相手者を特定します。裁判所には、事前に民事再生の申立を行うことを連絡しておきます。裁判所はこの連絡を受けて、監督委員の選定を行うとともに、申立後の打ち合わせ期日の調整等の準備を行います。

②民事再生申立

以上の準備ができたら民事再生の申立をします。東京地方裁判所の場合には、民事再生の申立を受理すると直ちに監督委員が選任され、同時に保全処分が発令されます。保全処分とは、債務者に対し、債権者への弁済や担保提供を禁止する裁判所の命令のことをいいます。保全処分が発令されると、裁判所が指定した一部の債務（税金、従業員の給与、水道光熱費、リース等）を除いて、一切の債務を支払うことができなくなります。逆に言えば、金融機関の借入金や薬剤等の仕入れ代金の支払いをする必要がなくなるのです。手形を振り出していた場合にも不渡りを回避することができます。

③債権者説明会の開催

申立後できるだけ早い時期に債権者説明会を開催します。この債権者説明会は、裁判所が開催する債権者集会とは別に債務者が主催するもので、監督委員にも出席してもらい、債権者に対し、民事再生を申し立てるに至った経緯や民事再生の手続の流れ等についての説明が行われます。監督委員は、債権者説明会での債権者とのやり取りを見て、裁判所に対し、債権者が民事再生に協力的であるか否かを報告することとなります。